

判例紹介「労働時間とは？」

【M重工N造船所事件】 平成12年3月9日 最高裁判所

事件概要

当該造船所の就業規則に変更に伴い、始業・終業の基準として、

- ・始業に間に合うように更衣等を完了して作業場に到着すること
- ・午後の終業時間をもって作業を終了し、終業後に更衣等を行うこと

などの基準が設けられた。従業員であるXら27名には作業に当たって作業服のほか保護具等の装着が義務付けられ、これを怠ると懲戒処分・賃金減収となる場合があり、更衣等を所定労働時間外に行うことを余儀なくされていた。

Xらは造船所敷地内に入った時点からの時間を労働時間として、8時間を超える部分の割増賃金の支払いを求めた。

判決 更衣等に要する時間を労働時間として認定

Xらが労働時間として割増賃金を求めた時間一覧（○が労働時間と認定）

始業前	×	①入退場門から更衣所までの移動
	○	②更衣所において作業着・保護具等の装着行為
	○	③更衣所から準備体操場への移動時間
休憩	×	④休憩時間の作業場↔食堂等の移動と、現場控所において作業服等を一部脱離・装着する時間
終業後	○	⑤更衣所に移動し、作業服・保護具等の脱離行為
	×	⑥手洗い・洗顔・入浴行為
	×	⑦更衣所から入退場門までの移動

労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではない。

そして、労働者が、就業を命じられた**業務の準備行為等を**事業所内において行うことを**使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは**、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、**使用者の指揮命令下に置かれたものと評価**することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解される。

まとめ

労働時間に該当するかどうかは、労働契約や就業規則等の定めで決まるのではなく、使用者の指揮命令下に置かれているか否かで判断されます。

この他にも、所定労働時間外に行われる参加を義務付けられた朝礼・ミーティング・準備体操などの時間は全て労働時間と解されます。また、参加を義務付けていなくても、参加しないことで労働者が不利益となるような場合も同様です。

社内において所定時間外に行われる業務の有無や当該時間が労働時間となるかどうかを明確にし、労働時間は適正に把握しましょう。



おしながき

- ▶判例紹介「労働時間とは？」
... P 1
- ▶勤怠管理システムのご紹介
... P 2
- ▶助成金ニュース
「労働時間等改善助成金
(勤務間インターバル導入コース)」
... P 3
- ▶セミナー開催のお知らせ
... P 4
- ▶なかた美術館のご案内
... P 4
- ▶スタッフ紹介
... P 4

8月労務/税務

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

31日

- 社会保険料の納付
- 外国人雇用状況の届出
- 個人事業税の納付
- 個人の道府県税・市町村民税の納付
- 健康保険・労働保険の収入印紙報告書の提出

労働時間を適正・効率的に管理する勤怠管理システム

従来の紙媒体の出勤簿・タイムカード等では



クラウド型勤怠システムを導入することで

・担当者が現認しなければならず、労働時間の計算も煩雑なので、担当者に負担がかかっている

・システム上で自動的に労働時間の計算を行うため、実際の労働時間との乖離が発生しにくく、担当者の負担も軽減

「適正な労働時間の把握」のためには、勤怠管理システムを導入することが効果的です。

特に、クラウド型勤怠管理システムは機器の購入や設置、システム開発といった初期費用が抑えられ、手軽に勤怠管理システムを利用できるというメリットがあります。導入のハードルが低いため、利用する企業や事業所も増えており、インターネットが使用できる場所であればどこでも、かつリアルタイムで勤怠管理が出来るのも魅力の一つです。

今回は、今おすすめのクラウド型勤怠管理システムを2つご紹介します。

ジョブカン 勤怠管理

株式会社Donutsが提供・運営するクラウドサービスで、200を超える設定項目の変更によってあらゆる業種、規模に対応できるのが特徴です。また「出退勤の管理や就業時間の集計」はもちろんのこと「残業や休暇などの申請と承認の管理」、「シフト作成」、「工数管理」と、一つのシステムで勤怠管理に関わるあらゆる業務に対応できます。

同時に、複雑な機能にかかるコストを抑えるため、必要な機能のみに絞ってご利用頂けるプランもあります。

ITトレンドランキング4年連続第1位（2015～2018年 勤怠管理・就業管理部門）
初期費用0円 月額300円/人（一般的なプランの場合）

勤革時 KINKAKUJI

Powered By KING OF TIME

NECが提供する、稼働実績10年以上のクラウド型勤怠管理システムです。勤務集計機能はもちろんのこと、人件費の予実集計・管理や、多彩なタイムレコーダーとの連携によって拠点の事情に合わせた勤怠管理が出来ます。

働き方改革に対応した、年次有給休暇の5日付与の警告表示などの機能も搭載されています。

2017年シェアランキング第1位（1,300,000人以上の利用実績）
初期費用0円 月額300円/人

クラウド型勤怠管理システムは、紙媒体の出勤簿やエクセルの勤怠管理に比べて、簡単に、かつ効果的に効率化出来ます。ご興味ございましたら、弊社より、事業所の事情や運用に合った勤怠管理をご提案致します。

また、導入にあたっては助成金を活用できる場合がございます。（→次ページをご参照ください）
詳しくは担当の指導員、もしくはコンサルティング部 担当：金田までお問い合わせください。

助成金ニュース

「勤務間インターバル制度」を導入して働き方改革に取り組みませんか？

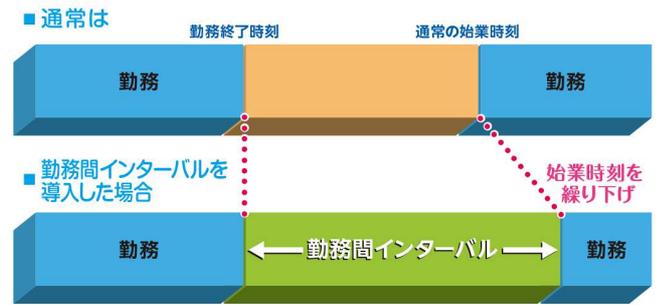
労働時間等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)

勤務間インターバルとは？

「勤務間インターバル」は、勤務終了後、一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。2018年6月29日に成立した「働き方改革関連法」に基づき「労働時間等設定改善法」が改正され、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが事業主の努力義務として規定されました（2019年4月1日施行）。

導入によるメリット

- ・健康維持に向けた睡眠時間の確保に繋がる
- ・生活時間の確保によりワーク・ライフ・バランスの実現に資する
- ・魅力ある職場づくりにより人材確保・定着に繋がる
- ・企業の利益率や生産性を高める可能性が考えられる



出典：厚生労働省「勤務間インターバル制度」

支給要件

労働能率を向上させる（労働時間を削減）取組を行い、

「9時間以上11時間以内」または「11時間以上」

の勤務間インターバル制度を導入した中小企業事業主に対して、その取組実施に要した費用の一部を助成します。

支給額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

対象経費の合計額に補助率3/4（※）を乗じた額を助成します（ただし次の表の上限額を超える場合は、上限額とします）。

（※）常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

休息时间数	「新規導入」	「適用範囲の拡大」 又は「時間延長」
9時間以上 11時間未満	800,000円	400,000円
11時間以上	1,000,000円	500,000円

対象となる取組

例えば...

労務管理担当者に対する研修	・ 管理者向け労務管理研修
労働者に対する研修・周知・啓発	
外部専門家によるコンサルティング	
就業規則・労使協定等の作成・変更	・ 就業規則改訂 ・ 36協定の変更
人材確保に向けた取組	・ 求人広告の掲載 ・ 採用HP作成など
労務管理用ソフトウェアの導入・更新	・ 勤怠管理システムの導入など
労務管理用機器の導入・更新	
デジタコの導入・更新	
テレワーク用通信機器の導入・更新	
労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新	・ POS導入など、労働時間削減を見込める設備

詳しくは担当の指導員、もしくはコンサルティング部 担当：金田までお問い合わせください。

サトー主催のセミナー開催情報

(詳しくはお問い合わせください)

これからの労働時間管理
～働き方改革関連法にどう対応するか～

令和元年9月11日(水) 13:30～17:00
社会保険労務士法人サトー研修室(広島三栄ビル8F)

第1部	第2部	第3部
知っておきたい労働時間管理 ・労働時間とは ・働き方改革関連法の改正における労働時間管理について	労働時間管理を効率化するクラウド型勤怠管理システムのすすめ ・労働時間管理の現状 ・勤怠管理システム導入の効果	働き方改革を踏まえた 自社リスクの見える化 ・労務監査クラウド ・勤務間インターバル助成金

デモンストレーション体験・個別相談実施



今話題のクラウド型勤怠管理システムや労務監査クラウド等の最新サービスのデモ体験を開催します！

画家たちの眼差しを感じながら、ともに旅をしてみませんか？

～なかつ美術館【海と旅】～



まだ見ぬ風景を求めて・・・

画家たちは、まだ見ぬ風景を求め、あるいは新しい表現や技法を探求するため旅に出ます。旅先で出会う海や山、街並みは、風景画を構成する重要なモチーフであると同時に、彼らが旅に抱く期待や思い出を象徴するものでもあります。

近代フランスの巨匠や現代の作家によって描かれた国内外の風景をご紹介します。

2019年6月8日(土)～10月6日(日)

開館時間 / 9:00～17:30 (入館は17:00まで)

休館日 / 月曜日 (祝日の場合は翌日)

観覧料 / 一般：800円

学生：300円(尾道市内の学校に通う学生・小学生以下は無料)

団体(20名以上)・障害者：500円



なかつ美術館

〒722-0012 広島県尾道市潮見町6番11号

ホームページ：<http://www.nakata-museum.jp/>

なかつ美術館は、当社顧問先の株式会社ナカタ・マックコーポレーション様が運営する美術館です。

スタッフ紹介

広島事務所
給与チーム

墨田 友理
(すみだ ゆり)

血液型：A型
趣味：旅行・音楽鑑賞
野球観戦

人事労務関係の仕事に興味があり、今年の2月にサトーへ入社し、給与チームの配属となりました。県外からのUターンなので、広島で働くことができ嬉しく思っております。お客様、サトーの皆様への感謝を忘れず、前向きに頑張ります。今後ともよろしく願いいたします。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0037 広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル8F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町6F

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00除く)
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983